

令和2年6月8日公表

## 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 令和2年4月～ 諸制度の調査を行う
- 令和2年10月～ ホームページへの掲載などにより職員に周知・情報提供を行う

目標2：年次有給休暇の取得を促進するための措置を実施する。

#### <対策>

- 令和2年4月～ 前年度の取得状況をとりまとめ、取得日数または取得率にかかる目標を設定する
- 令和2年6月～ 事業場内掲示などにより年次有給休暇取得促進を行う

目標3：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

#### <対策>

- 令和2年10月～ 検討会の設置
- 令和3年2月～ 職員への参観日実施についての周知
- 令和3年4月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討